

鳥取市の野鳥糞便での高病原性鳥インフルエンザ ウイルス確認に係る庁内連絡会議

日時：令和6年11月18日（月）

午後3時45分～

場所：第3応接室（県庁本庁舎3階）

出席：知事、

鳥インフルエンザ対策チーム

（副知事、農林水産部、生活環境部）

危機管理部、鳥取大学

1

会議内容

- 1 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 2 鳥取市気高町日光における検出事例概要
- 3 野鳥サーベイランス
- 4 鳥取県の対応（家きん）
- 5 県民への情報提供等

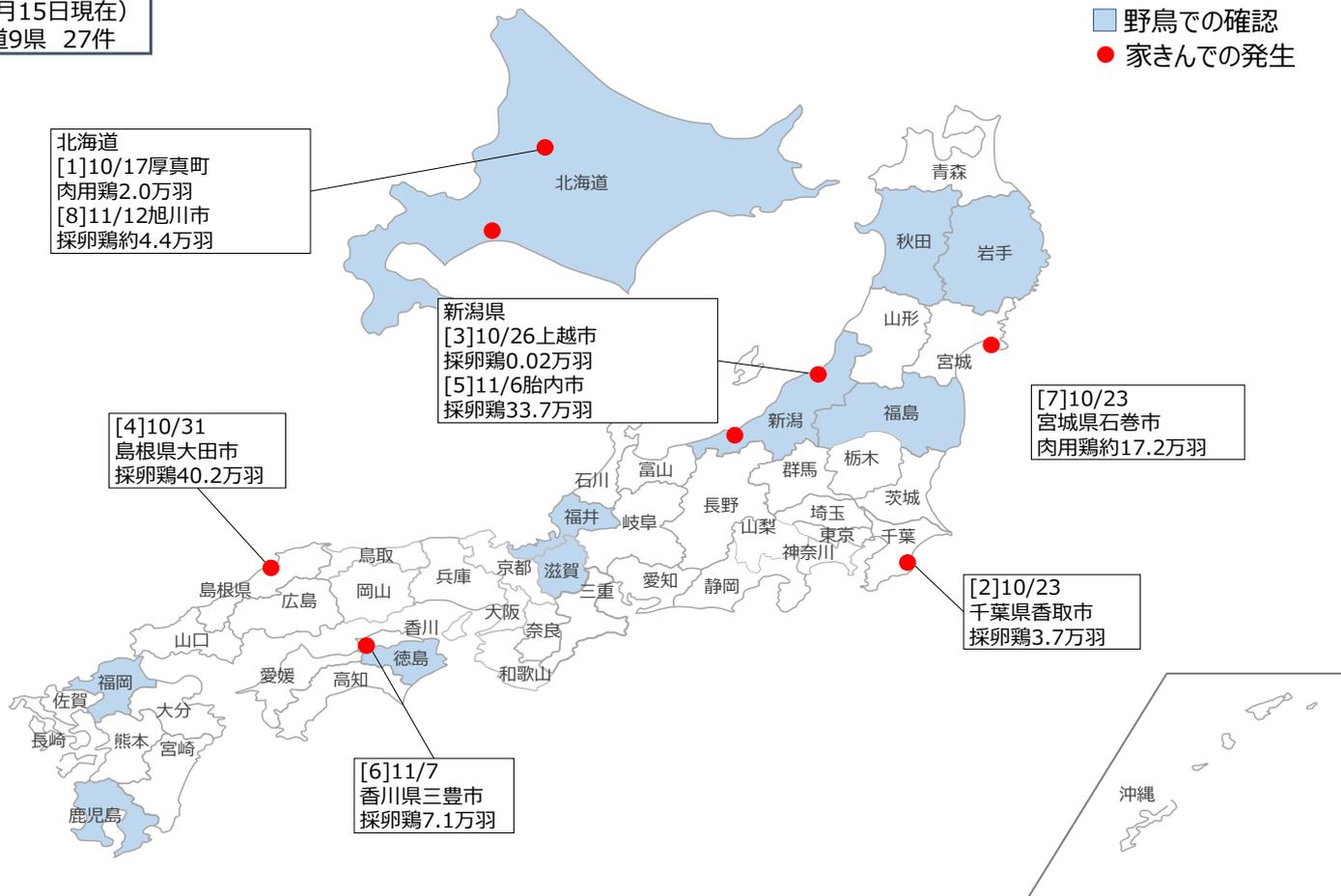
2

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

令和6年11月15日現在

野鳥での発生状況
(11月15日現在)
1道9県 27件

■ 野鳥での確認
● 家きんでの発生



鳥取市気高町日光における検出事例概要

○10月29日及び11月7日に鳥取市内で採取した糞便から、**高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)**が検出された。

1 野鳥糞便の採取地点

いずれも鳥取市気高町の日光池



2 経緯

10月29日(火) 野鳥糞便10検体を採取(鳥取大学)
11月7日(木) 野鳥糞便20検体及び環境水2検体を採取(鳥取県)



11月18日(月) 鳥取大学において、遺伝子検査の結果が判明

野鳥サーベイランス

県内での野鳥からの発生を受け、
野鳥サーベイランスを最大限に強化

○先行して11/12から**野鳥監視ステージ3に移行し、最大の地点数で実施**

監視地点 47地点⇒70地点
糞便・水検査地点 4地点⇒6か所

○環境省が、採取地点の**半径10km圏内を野鳥監視重点区域**に指定
(12/5まで。最終採取日から28日間。)

⇒重点区域内(22か所)の監視頻度を増加 週1回 → **毎日**

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域の位置により必要に応じて追加
	糞便・水検査	最大 6か所+重点区域の位置により必要に応じて追加



鳥取県の対応(家きん)

- 1 **確認地点の10km以内の3農場について、本日家畜保健衛生所が立入検査を実施し、異常は認められなかった。**
- 2 **それ以外の75農場についても、確認情報を周知。異状は認められていない(11/18)。**
- 3 全農場に発生防止対策を取りまとめたチラシを配布して、発生予防について再度周知徹底。シーズン中は毎月農家が飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し家畜保健所が巡回確認。
- 4 農場に消石灰約1,600袋を配布し消毒を徹底するよう指導。
- 5 **野鳥飛来対策として、ため池の管理者に水抜き等の協力を依頼。鶏舎に近接(300m以内)するため池9か所全地区で実施中。**
- 6 家畜保健衛生所が9~10月にかけて全農場を巡回し、野鳥侵入防止対策として、防鳥ネットの修繕、鶏舎周囲の木の伐採、消毒設備の点検、貯水槽へのネット設置等を指示。
- 7 発生に備え防疫対応について自衛隊と調整(10/22)。

県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後は手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- [家きんの情報はこちら](#)
- [野鳥の情報はこちら](#)
- [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

密な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

[高病原性鳥インフルエンザへの対応（とりネット内リンク）](#)

漂着したアザラシ等を発見した場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所 維持管理課
電話：0857-20-3604、3605 ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所 農土整備局 維持管理課
電話：0858-23-3216、3217 ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課
電話：0859-31-9711、9712 ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル（電話：0857-26-8100）までご連絡ください。

対応窓口 (24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課 (愛玩鳥)	0857-26-7877 (")
中部総合事務所環境建築局 (野鳥)	0858-23-3276 (夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所 (愛玩鳥)	0858-23-3149 (")
西部総合事務所環境建築局 (野鳥)	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所 (愛玩鳥)	0859-31-9320 (")

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

■ **家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。**

■ **鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。**

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■ **隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。**